

ご相談ください

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの方へ

生活
資金

新型コロナウイルス感染症対策の影響で生活が苦しいという方へ

“返済免除付き”飛騨市生活支援資金貸付制度

新型コロナウイルス感染症対策の影響のため、収入が減少し家計に支障をきたしているといった理由等により、当面の生活資金が必要な場合に、一時的な生活資金を無利子で借りることができます。また、返済免除要件を中心とした貸付要件の大幅な緩和や拡充により、安心して迅速に借りられる貸付制度です。

● 制度概要

- 対象者 通常の平均的収入と比べて、直近の月額収入が2/3以下に減少した方（同一世帯内で複数人の貸付も可）
- 貸し付け額 **最大30万円（一括可）を3ヶ月以内で貸付**
- 借入・返済 連帯保証人不要、無利子、償還期間5年以内（初回借入日から1年以内据置）
- 対象期間 随時受付しており、終期は新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し判断します。
- 返済据置期間 初回借入日から1年以内
- 延滞利子 返済期限までに返済できない場合の延滞利子を廃止

● 貸付内容

① 返済免除

当初借入日以降4か月目の借入者の収入月額（公的な給付金・借入金等は含めない）が、**世帯全体の収入が次の基準額に満たない場合**

【基準額】世帯全体の月間収入が市民税非課税相当と市がみなして設定した以下の額

単身世帯：10万円、2人世帯：15万円、3人世帯：20万円、4人世帯：25万円
以降世帯員1名につき5万円加算

※ただし、同一世帯で複数人借入している場合は、同世帯内で1名分の借入分のみが免除対象です。

免除要件の大幅緩和

- 初回借入分に加え、**2回目の借入も返済免除の対象に追加します。**
- 世帯の月の支出において、やむを得ない**固定支出（家賃、借入返済、子どもの学費別居親族への仕送り）がある場合は、その支出額を免除基準額に加算して返済免除判定を行います。**

② 再借入可能

当初借入日から4か月目以降3か月以内で、なおも本制度の貸付条件に合致している状況の場合は、再度の借入が可能です（※この再貸付は、今回追加の返済免除要件は適用しません。）

③ 他制度との併用可能

他の公的資金の借入や国等からの給付等との併用が可能です。

※ 県の生活福祉資金貸付（市社協で同様に受付）も条件が合えば、併せて借入可能

※ 国の国民1人一律10万円給付は、収入減少確認に際し、収入額としては算入しません。

● 貸付申込

申込に必要な書類（※申込窓口は飛騨市社会福祉協議会になります）

- ① 借入申込書：飛騨市社会福祉協議会に備え付けてあります
- ② 本人確認できるもの：運転免許証、健康保険証 等
- ③ 世帯の状況がわかるもの：世帯全員の住民票（確認のため必要と判断される場合のみ）
- ④ 世帯全員の月額収入がわかるもの：通常収入月及び収入減少月の給与明細書、給与振込通帳等

【問い合わせ】 飛騨市役所 地域包括ケア課 0577-73-6233

家賃 支援

新型コロナウイルス感染症対策の影響により住宅を失う恐れが生じている方へ

住居確保給付金

新型コロナウイルス感染症対策の影響を受け、離職等まではしていなくても収入が減少し、家賃が払えないなど、住宅を失いそうな方に対し、住宅家賃相当額(上限あり)の給付を行います。

◎世帯全体の預貯金額 及び 申請する月の世帯収入合計額(公的給付等含む) が次の額以下

基準額	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
預貯金額	468,000	690,000	840,000	1,000,000	1,000,000
収入月額	107,000	150,000	177,700	212,700	246,700

※下表の支給上限額より安価な家賃の住居にお住いの方は、本表の収入月額は、その差額分を控除した額

支給額	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
支給上限額	29,000	35,000	37,700	37,700	37,700

※支給額(家賃相当額)は大家等へ市が代理納付することにより支給します。

◎支給期間 3か月間支給(一定条件により3か月の延長及び再延長ができる場合があります。)

【問い合わせ】 飛騨市役所 地域包括ケア課 0577-73-6233

納税 猶予

新型コロナウイルス感染症対策の影響により市税・料の納付が困難な方へ

市税等の納付猶予制度 国民健康保険料、介護保険料の減免制度

新型コロナウイルスの影響による収入減等により、市税等(下記すべての税・料)が納められない方に対し、一定の条件に該当する場合に納付猶予を行います。

また、国民健康保険料・介護保険料について、一定の条件に該当する被保険者を対象に保険料の減免を行います。詳細については、下記の各税・料担当課へご相談ください。

【問い合わせ】

市税・・・税務課(73-3742)

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・・・市民保健課(73-7464)

介護保険料・・・地域包括ケア課(73-7469) 保育料・・・子育て応援課(73-2458)

上下水道使用料・・・水道課(73-7484) 情報施設使用料・・・管財課(73-7462)

市営住宅使用料・・・都市整備課(73-0153)

育英基金償還金・・・教育総務課(73-7493)

求職 相談

新型コロナウイルス感染症対策の影響による休業・雇止めのため仕事を探される方へ

求職・就労相談窓口

このままでは収入がなくて今後の生活が見通せないなど悩んでおられる方。

一人で悩まず相談においでください。ご相談に来られた方に個別に担当者がつき継続的な対応・支援をいたします。ご事情によりハローワークや求職先等へ行けない方でも相談員がお連れして一緒に相談するなどの伴走支援も行います。

【求職相談】 飛騨市役所 商工課 0577-62-8901

【就労支援相談】 飛騨市役所 地域包括ケア課 0577-73-6233